

流通業務施設

4 車線以上の国・県・市道並びに高速自動車国道のインターチェンジの周辺における流通業務施設に係る開発行為等であって、次に掲げるすべての事項に該当するもの。

1 対象施設は、次の（１）から（３）までのいずれかに該当する施設であること。

- （１）貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第 6 項の特別積合せ貨物運送にかかるものを除く。）の用に供する施設のうち、地方運輸局長が相当規模なものと認定したもので、自己の業務に供する施設。
- （２）倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する倉庫の用に供する同条第 1 項に規定する倉庫のうち、地方運輸局長が相当規模なものと認定した施設。
- （３）流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）第 4 条第 2 項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第 2 条第 3 号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第 6 項の特別積合せ貨物運送に係るものを除く）の用に供する施設又は倉庫業法第 2 条第 2 項に規定する倉庫業の用に供する同条第 1 項に規定する倉庫で認定業者が設置する施設。

2 立地については、次に該当すること。

- （１）上記 1 の（１）又は（２）の施設にあつては、次のいずれかに該当すること。
 - ア 原則として、4 車線以上の国・県・市道の沿道で指定した区域であること。
 - イ 高速自動車国道のインターチェンジの周辺の国・県・市道の沿道で指定した区域であること。
- （２）上記 1 の（３）の認定施設にあつては、高速自動車国道のインターチェンジの周辺の国・県・市道の沿道で指定した区域であること。

3 申請地の土地利用については、次に掲げるすべての事項に該当すること。

- （１）申請地は、指定幹線道路に面し、かつ、路地状でないこと。
- （２）車両の出入り口は指定幹線道路から行き、幅員は 8m 以上で、かつ、一般の交通に障害をもたらせない計画であること。

流通業務施設に係る指定幹線道路基準

指定幹線道路については市長が以下の基準に基づいて指定します。

令和4年4月1日改正

指定幹線道路は次の各号に適合する区域であること。

1 立地については、次に該当すること。

(1) 基準17-1の(1)又は(2)の施設にあつては、次のいずれかに該当すること。

ア 原則として4車線以上の国・県・市道、又は4車線以上の前者の計画道路で、すでに当該用地の取得が完了しており、暫定的に2車線で共用開の開始がなされている道路であること。

イ 高速自動車国道のインターチェンジ周辺の2車線以上の国・県・市道で、インターチェンジの出入り口と一般道が接する地点より半径1kmの範囲内で指定した区域内で、当該接点より原則として幅員9m以上で続く国・県・市道の沿道であること。

(2) 基準17-1の(3)の施設にあつては、高速自動車国道のインターチェンジの周辺の2車線以上のインターチェンジの出入り口と一般道が接する地点より半径5kmの範囲内で指定した区域内で、当該接点より原則として幅員9m以上で続く国・県・市道の沿道であること。

2 優良農地を含まない区域であること。

3 住居系の土地利用が想定されていない区域であること。

施行期日 この基準は、令和4年4月1日より運用する。

特定流通業務施設指定一覧

~~指定基準2 指定幹線道路 (基準 17-2 (1) -ア) (平成21年4月1日現在)~~

市町村名	区域名	区域の位置	延長 (km)	指定年月日
伊勢崎市	国道17号線沿線 (上武国道)	(東側のみ) 境下淵名字本郷2086-1地先 から境下淵名字根際143-3地 先まで	0.85	H.21.4.1
計 (1区域)			0.85	

流通業務施設指定一覧

流通業務施設に係る指定幹線道路基準に基づいて指定する指定幹線道路（1-（1）-ア、-イ）

区域名	指定、区域の位置	指定年月日
国道17号沿道	国道17号沿道 ただし、国道17号沿道の北側三和町3206番9地 先から豊城町3624番1、南側三和町2510番7か ら豊城町2680番1の区間を除く	R4.4.1
伊勢崎インターチェンジ及び波志江スマートインターチェンジ周辺	伊勢崎インターチェンジ及び波志江スマートインターチェンジの出入り口と一般道が接する地点より半径1kmの範囲で当該接点より原則として幅員9m以上で続く国・県・市道の沿道	R4.4.1

特定流通業務施設指定一覧

流通業務施設に係る指定幹線道路基準に基づいて指定する指定幹線道路（1-（2））

区域名	指定、区域の位置	指定年月日
伊勢崎インターチェンジ、波志江スマートインターチェンジ及び駒形インターチェンジ周辺	伊勢崎インターチェンジ、波志江スマートインターチェンジ及び駒形インターチェンジの出入り口と一般道が接する地点より半径5kmの範囲で当該接点より原則として幅員9m以上で続く国・県・市道の沿道	R4.4.1